

消防署の組織及び事務分掌に関する  
規程の一部を改正する訓令をここに公  
布する。

令和3年1月26日

野田市消防長 菅野 透

# 野田市消防本部訓令第1号

## 消防署の組織及び事務分掌に関する規程の一部を改正する訓令

消防署の組織及び事務分掌に関する規程（昭和62年野田市消防本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次の1号を加える。

(8) 日勤救急係

第11条中「他の係」を「2係以上」に改める。

別表消防署の項消防第一係消防第二係消防第三係の目第1号中「水、火災」を「水火災」に改め、同項通信第一係通信第二係通信第三係の目第2号中「千葉北西部消防指令センター」を「ちば北西部消防指令センター」に改め、同目の次に次のように加える。

日勤救急係	日勤の救急救助業務に関すること。
-------	------------------

別表分署及び出張所の項第1号中「水、火災」を「水火災」に改める。

### 附 則

この訓令は、令和3年2月1日から施行する。